

第1回 食品衛生基準研究 企画検討会 令和7年1月23日	資料 1－4
---------------------------------------	-----------

消費者庁の科学研究開発評価に関する指針

消費者庁食品衛生基準審査課／消費者庁食品表示課

目 次

第1編 総括的事項	1
第1章 目的	1
1 経緯	1
2 目的	1
3 政策評価や独立行政法人評価との関係	1
4 本指針の見直し	2
第2章 定義	2
第3章 対象範囲	2
1 研究開発プログラム	2
2 研究開発課題	2
第4章 評価関係者の責務	3
1 消費者庁の責務	3
2 評価者の責務	3
3 研究者等の責務	3
第5章 評価の基本的考え方	3
1 外部評価の実施及び評価者の選任等	3
2 自己点検の活用	4
3 評価時期	4
4 開かれた評価の実施	4
5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用	5
6 評価支援体制の整備	5
7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮 ...	6
8 評価に伴う過重な負担の回避	6
第2編 研究開発課題の評価	6
第1章 総括的事項	6
第2章 競争的資金による研究開発課題の評価	7
1 評価の実施体制	7
2 評価方法	7
3 評価事項	8
4 評価結果の通知等	10
5 評価結果の公表等	11

第1編 総括的事項

第1章 目的

1 経緯

我が国の研究開発評価については、第1期科学技術基本計画において「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月7日内閣総理大臣決定)を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定。以下、「大綱的指針」という。)と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定に合わせて内容を変更し、厳正な評価や創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システム改革を推進してきたところである。

また、第5期科学技術基本計画の改定に合わせて総合科学技術・イノベーション会議において前回大綱的指針のフォローアップが行われ、第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現すること、及び前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決することが必要とされた。

このため、「実効性のある『研究開発プログラムの評価』の更なる推進」、「アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進」、「研究開発評価に係る負担軽減」の観点から前回大綱的指針の見直しが行われ、新たに大綱的指針が策定された。このような状況及び令和6年4月に食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことを踏まえ、本指針を策定するものとする。

2 目的

食品安全に関する科学研究の振興を促し、もって、食品安全に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする消費者庁の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。

このため、本指針は、大綱的指針等を踏まえて、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的とするものである。

3 政策評価や独立行政法人評価との関係

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号)、及び「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)に基づく評価と対象範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。

4 本指針の見直し

消費者庁は、評価の実施方法について必要に応じ再検討を行い、本指針をより適切なものとすべく見直しを行うものとする。

第2章 定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 研究事業等：第1編第3章の1 研究開発プログラムに掲げる事業をいう。
- 2 研究開発プログラム：研究開発が関連する政策・施策等の目的(ビジョン：何のためにやるのか)に対し、それを実現するための活動のまとまりをいう。研究開発が関連する政策・施策、競争的資金制度等の研究資金制度などがあげられる。
- 3 評価実施主体：研究開発実施・推進主体(第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課)及び第三者評価機関をいう。
- 4 自己評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 5 外部評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 6 第三者評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。
- 7 外部専門家：評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 8 外部有識者：評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 9 事前評価：研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- 10 中間評価：研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- 11 事後評価：研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- 12 エフォート：研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(研究専従率)をいう。

第3章 対象範囲

本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。

1 研究開発プログラム

食品衛生科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金(以下、「食品衛生基準科学研究費」という。)による研究事業

2 研究開発課題

- (1) 競争的資金による研究開発課題
研究事業等のうち、公募型の研究開発課題
- (2) 重点的資金による研究開発課題
研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題

第4章 評価関係者の責務

1 消費者庁の責務

消費者庁は、本指針を踏まえ、公正かつ透明で、研究開発の特性やその進展状況等に応じて柔軟で、優れた成果が食品の安全に着実に貢献していくための具体的な仕組み(実施要領等の策定、評価委員会の設置)を整備し、厳正な評価を実施する。

また、その評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して評価結果とその反映状況についてわかりやすく情報提供を行う。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう努める。

2 評価者の責務

- (1) 評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することを努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばしてより良いものとなるように適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになることとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。
- (2) 評価者は評価に関し知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 研究者等の責務

研究者等は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げること、研究開発の成果が最終的には国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には、評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚し、また研究開発の成果や意義を分かりやすく整理し、広く国民に周知し、理解を得ることが極めて重要である。

また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。さらに、研究者等は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

第5章 評価の基本的考え方

1 外部評価の実施及び評価者の選任等

- (1) 外部評価の実施評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、外部評価を実施することを原則とする。また、必要に応じて第三者評価を活

用するものとする。

(2) 評価者の選任等

ア 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、国際的な観点から評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価意見を求めることもできるものとする。ただし、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に反映させるために、産業界や人文・社会科学の人材を選任する等、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。

イ 評価者の選任に当たっては、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。

なお、利害関係者がやむを得ず加わる場合については、その理由を示すとともに、当該利害関係を持つ評価者のモラルの向上や評価の透明性の確保等を図る。さらに、評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関及び性別等に配慮して評価者を選任するように努める。

ウ また、研究者間に新たな利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価者に対し評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。

エ なお、国や国民の安全が害されるおそれがある等の観点から秘密の保持が必要な場合は、本章に定める方法によらずに、評価を行うことができる。

2 自己点検の活用

研究開発機関や研究者などの被評価者は、自ら研究開発の計画段階において、明確な目標とその達成状況の判定指標を明示し、研究開発の開始後には適時適切に目標の達成状況等の自己点検を行い、また、その点検結果を踏まえ研究開発の改善に取り組むこととする。

評価者は評価への研究者等の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、被評価者などの自己点検結果を活用して評価を行う。

3 評価時期

(1) 研究開発課題

ア 研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。

イ 研究開発課題については、複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、中間評価を実施することを基本とする。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。

(2) 研究開発機関

研究開発機関の評価については、(1)のイに準じて定期的に評価を実施する。

(3) 研究者の業績

研究者の業績の評価については、研究者が所属する機関の長が自ら定める方法に従い、評価を実施する。

4 開かれた評価の実施

消費者庁の科学研究開発の現状について、国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。

(1) 評価方法の周知

消費者庁は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目、評価基準、評価過程及び評価手続等)を明確かつ具体的に設定し周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

消費者庁は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、その内容を説明する等の仕組みを整備する。なお、研究者の業績の評価については、所属する機関の長が定める方法に従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

ア 評価実施主体は、個人情報や企業秘密、国家安全保障や未発表の研究成果・知的財産等に配慮しつつ、研究開発成果及び評価結果をホームページ等により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。ただし、研究者の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。

イ 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名及び評価者の実績又は業績を公表する。この場合、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価結果を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう留意しつつ、評価結果を研究開発費等の研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映することが必要である。

このことは、柔軟かつ競争的で開かれた、より創造的な研究開発環境の醸成に寄与し、活力あふれた研究開発を推進することにもつながるものである。評価結果の具体的活用の例としては、評価時期別に、

- (1) 事前評価では、採択・不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等
- (2) 中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止及び計画変更、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等
- (3) 事後評価では、研究の目的や目標の達成・未達成の確認、研究者又は研究代表者の責任の明確化、国民への情報提供、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成への活用等

6 評価支援体制の整備

電子化の推進

研究開発の評価を行うに当たっては、評価者・被評価者双方において、関係資料の準備やその検討など、一連の評価業務に係る作業が必要となるが、評価に伴

うこれらの作業負担が過重なものとなり、かえって研究開発活動に支障が生じてはならない。そこで、評価実施主体においては、さらに効率的な研究開発の企画等を図るため、被評価主体や研究者の協力を得て、課題ごとに研究者（エフォートを含む）、資金、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果を含むデータベースを構築し、管理する必要がある。

さらに、審査業務及び評価業務を効率化するために、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めることが望ましい。

7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮

評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。そのためには、わかりやすい具体的な目標の設定が必要である。

8 評価に伴う過重な負担の回避

- (1) 研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、効率的な評価を実施する。
- (2) 個々の研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価に基づく主務大臣による評価（以下「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないよう、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。

第2編 研究開発課題の評価

第1章 総括的事項

- 1 消費者庁の行う科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うこととする。
- 2 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。
- 3 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）並びに施設の訪問調査を実施するものとする。
- 4 研究事業等の所管課は、他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにする。競争的資金による研究開発課題については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、十分に確認を行うものとする。

- 5 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

第2章 競争的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施体制

(1) 評価の実施主体

消費者庁が評価を行う。消費者庁は、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。

(2) 評価者の選任

ア 評価委員会の委員の数はそれぞれ7名から10名程度を標準とする。

イ 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、食品衛生基準研究費による研究事業の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として消費者庁の行政職員（他機関に出向中の者及び消費者庁の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

ウ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3) 評価委員会による評価の実施

イ 評価委員会は、研究開発課題について、専門的・学術的観点、行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評点等から評価を行う。

ウ 評価においては、1課題に対して評価委員会の複数名の委員が行うものとする。

(4) 利害関係者の排除

ア 評価委員会及び委員は、当該研究事業等に応募すること（研究分担者として応募することを含む。）ができないものとする。

イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者（研究分担者を含む。）の研究開発課題については、評価しないものとする。

(5) その他

評価に必要な申請書等の様式及び委員の任期等については、消費者庁が別途定めるものとする。

2 評価方法

- (1) 研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評価を行う。評価は、5～10段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

- (2) 評価の実施に際して、消費者庁に所属する者は、必要があると認める場合には、研究開発課題に係る行政的観点から評価委員会において意見を述べることができる。

(3) 評価の基準(評価段階及び重み付け等)は、評価委員会において定める。

3 評価事項

(1) 事前評価の評価事項

事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の食品安全における重要性

- ・ 食品安全に関して有用と考えられる研究であるか

(イ) 研究の食品安全における発展性

- ・ 研究成果が食品安全分野に役立つか

(ウ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(エ) 研究目標の実現性・効率性

- ・ 研究期間年度毎の目標が明確か
- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(オ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 政策等への活用(公的研究としての意義)

- ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的效果が高い研究であるか

(イ) 行政的緊急性

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に計画されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか(他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか)

エ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

(ウ) これまで研究実績の少ない者(若手研究者等)についても、研究内容や計画

に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。

- (エ) 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

オ 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

(2) 中間評価の評価事項

中間評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究計画の達成度(成果)

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

(イ) 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

(ウ) 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

評価時点での政策等への活用(公的研究としての意義)

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に実施(計画)されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか(他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか)

エ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

(3) 事後評価の評価事項

事後評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究目的の達成度(成果)

- ・ 所要の目的を達成したか
- ・ 所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか

(イ) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

(ウ) 研究成果の発展性

- ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか

(エ) 研究内容の効率性

- ・ 研究が効率的に実施されたか

イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用(公的研究としての意義)

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的效果が高い研究であるか

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・ 研究が効果的・効率的に実施されたかエ 国民へのわかりやすい説明・普及の努力
- ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
- ・ 研究成果を普及(社会還元)等させるために、研究者(機関・法人)が十分に取り組んでいくこととしているか

オ 評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

カ 当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

4 評価結果の通知等

(1) 事前評価

消費者庁は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、原則として評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。その際、研究者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みの整備を図る。また、研究者からの意見を受け、必要に応じ評価方法等を検証する。さらに、研究者が評価結果について納得し難い場合には、制度の趣旨等に応じて、研究者が評価実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てるための体制整備に努める。

(2) 中間評価

消費者庁は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更及び研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

(3) 事後評価

消費者庁は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

5 評価結果の公表等

(1) 消費者庁は、評価終了後の適切な時期に、次に掲げる事項を刊行物又はホームページ等により公表するものとする。

ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要

イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績

(2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。